

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2025年3月31日（月）で利用終了しました「ながの東急ライフ限定商品券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

当該商品券をお持ちのお客様は、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社北長野ショッピングセンター

## 2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ながの東急ライフ限定商品券（500円券、1,000円券、5,000円券）

表面

500円券



1,000円券



5,000円券



裏面

500円券



1,000円券



5,000円券



## 3. 払戻しの申し出期間

2025年4月1日（火）～2025年6月30日（月）（受付時間：午前10時00分～午後7時00分）

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

#### 4. 申し出及び払戻しの方法

未使用商品券を次の店舗までご持参ください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。  
(交換金額が10万円以上の場合は、お預りのうえ、後日振り込みとさせていただきます。)

・ながの東急百貨店 本館4階 商品券売り場

受付期間：2025年4月1日(火)～2025年6月30日(月)

受付時間：午前10時00分～午後7時00分

#### ※ご持参できない場合

お申し出される方の氏名、住所、連絡先を、下記お問い合わせ先まで電話にてご連絡ください。

ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「ながの東急ライフ限定商品券払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の商品券を同封のうえ、返信してください。返信された「ながの東急ライフ限定商品券払戻申請書」の記載内容と未使用の商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額をお振込いたします。

(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。)

なお、郵送での申し出の場合は2025年6月30日(月)消印までが有効となります。

また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

#### 5. お問い合わせ先

株式会社ながの東急百貨店 経理 〒380-8539 長野市南千歳一丁目1番地1

電話：026-226-8250 (受付時間：午前10時00分～午後7時00分)